平成２９年（フ）第１３３９号
横浜市瀬谷区三ツ境108番地７　ニューライフ金子202号
債務者　大井　　悟
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月６日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５３５号
東京都小平市小川西町５丁目32番18号
債務者　小玉　直子（旧姓塩見）
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１８３号
静岡県浜松市中区神田町965番地
債務者　仲村　嘉朗
1　決定年月日時　平成29年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４８３１号
東京都青梅市河辺町６丁目21－４－201
債務者　吉野　一幸
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７０７号
東京都品川区中延１丁目７－18－102、前住所東京都品川区小山４丁目１－18－202
債務者　和氣　侑恵（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月14日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３２７号
横浜市金沢区能見台５丁目53番地16
債務者　水志麻容實（旧姓趙）
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３３３号
神奈川県藤沢市大鋸1018番地の10　第２フラワーハイツ202
債務者　木村　菜美（旧姓屋宜）
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３４６号
横浜市鶴見区潮田町４丁目156番地１　潮田マンションＡ404
債務者　田川　茂生
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３４８号
横浜市金沢区能見台通15番14号　サニーヒルＡ－６号
債務者　柿沼　千春
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３５４号
横浜市瀬谷区下瀬谷３丁目57番地１　下瀬谷団地524
債務者　城戸　一彦
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３４７号
横浜市旭区上白根町891番地　西ひかりが丘団地17街区２棟503号
債務者　松長耕一郎
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０４号
沖縄県宜野湾市字宇地泊169番地　當銘開発Ｂ－302号
債務者　宮里みどり
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１５５号
茨城県土浦市生田町４番32号
破産者　髙田　元紀
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１５９号
茨城県つくば市鍋沼新田407番地７
破産者　野口せつ子
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２４４号
茨城県つくば市城山44番地２、前住所茨城県つくば市森の里32番地12
破産者　宮本　惠子
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係